

ビタミンM NO.41

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成27年10月号)

<今月のトピックス>

- ・最低賃金が改定されます！
- ・個人番号の通知が始まります！
- ・育児休業給付受給中の就業について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”
“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

最低賃金が改定されます！

最低賃金制度は、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度で、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めています。地域別最低賃金額は都道府県ごとに定められており、先日平成27年度地域別最低賃金額が発表されました。今年度の改定は16円～20円の引き上げ、平均で18円という非常に高い水準となっており、東京・神奈川ではついに900円台に突入することになりました。

パートタイマー、アルバイトを含めたすべての従業員について、給与の時間額の確認を行いましょう！

都道府県名	最低賃金時間額(円)		適用開始年月日	都道府県名	最低賃金時間額(円)		適用開始年月日
	改定前	改定後			改定前	改定後	
滋賀	746	764	H27.10.8	兵庫	776	794	H27.10.1
京都	789	807	H27.10.7	奈良	724	740	H27.10.7
大阪	838	858	H27.10.1	和歌山	715	731	H27.10.2
東京	888	907	H27.10.1	神奈川	887	905	H27.10.18

その他の都道府県についてはこちらでご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/

個人番号の通知が始まります！

平成28年1月のマイナンバー制度スタートに向けて、いよいよ国民一人ひとりへの個人番号の通知(通知カードの送付)が始まります！

通知カードとは**12桁の個人番号が記載された紙製のカード**です。通知カードの受取について再度次の点をご確認いただき、従業員のみなさんが確実に通知カードを受け取れるよう、アナウンスをお願いいたします。

- 平成27年10月5日(月)時点の住民票住所に世帯ごとに送付されます。
- 送付は10月～11月に住民票のある市区町村より順次行われます。
- 簡易書留で送付されるため、**転送はされません**。
- 10月5日以降、通知カードを受け取る前に引越しをした場合は、**転居先の市区町村にて**転入届の提出を行ったうえで、通知カードの郵送を依頼してください。

育児休業給付受給中の就業について

現在育児休業中で、雇用保険の育児休業給付を受けている従業員がいます。
復帰する前に1日に2、3時間だけでも働きたい、と本人が言っているのですが、育児休業給付の受給には影響はないのでしょうか。

①



育児休業期間中に就業した場合は、支給単位期間中に**就業していると認められる時間が80時間以下**のときは、育児休業給付は支給されます。

②

支給単位期間とは**育児休業を開始した日から起算した1ヶ月ごとの期間**をいいます。
各事業所の賃金計算期間ではありませんのでご注意ください。



支給単位期間中に80時間以内であれば給与額は気にしなくても大丈夫ですか？

③



[各支給単位期間に支払われた賃金+育児休業給付金]が休業開始時の賃金額の**80%を超える場合は支給額が減額されます**。

また、賃金のみで[休業開始時賃金日額×支給日数]の**80%以上となる場合は支給されません**。

なお、育児休業給付金の各支給単位期間の支給額は次のように計算されます。

育児休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 50%
(育児休業開始後180日目までは67%)

④



ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。
また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



近畿社会保険労務士事務所(日本経営グループ)

〒561-8510

大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 社会保険労務士 竹中 道代

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H27.9.23



イラスト協力: WANPUG